

主 文
原判決中被告人Aに関する部分を破棄する。
被告人Aを懲役一年に処する。
原審における訴訟費用は全部被告人Aと被告人Bの連帯負担とする。
被告人両名の本件控訴はいずれもこれを棄却する。

被告人Aに関する原判決に対する検察官の本件控訴の趣意は末尾添附の千葉地方
検察庁検事正代理検事入野行雄名義の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対
する被告人Aの答弁は末尾添附の弁護士柴田睦雄提出の答弁書記載のとおりであ
り、被告人両名の本件控訴の趣意は末尾添附の弁護士柴田陸雄提出の控訴趣意書記
載のとおりであるからここにこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は左の
とおりである。

被告人両名の弁護人の控訴趣意について。
原判決の認定した被告人両名の詐欺の事実は、原判決引用の証拠によりこれを認
めるに足り、記録を精査検討し当審における事実取調の結果に徴して原判決の右証
事実の認定が所論のように誤認であるとは認められない。すなわち原判決引用の証
拠によると、被告人両名は多年本邦に在住する朝鮮人夫婦で、長男Cが東京都台東
区a町b番地D株式会社自動車運転者として勤務して得る収入により生計をたてて
ていたところ、昭和二八年八月上旬頃右Cがパチンコ営業を経営するため同会社を
退社したことから、同人及び同人の妻E（昭和二九年一月二三日死亡）と相謀り世
帯主C名義で千葉市長の委任を受けた千葉市福祉事務所長に対しCが同会社におい
てこれまで月収一五、〇〇〇円位を得ていたが自動車事故で退職したので収入の見
込がなく、現在失業中で家族が多いため最低生活の維持ができないから生活保護法
による保護を得たい旨を申請して保護決定を受け、同年九月一日から生活扶助料と
して月額五、〇五五円を支給されていたが、同年一一下旬右Eが千葉市福祉事務
所係員に対し世帯主の名義を被告人Aに変更して夫Cは職探しに出たい旨申請し、
行方不明となり現在無収入であるから最低生活費全額の支給を受けたい旨申請し、
同年一二月一日から生活扶助料として月額一二、〇〇〇余円乃至一三、〇〇〇余円
を支給されているうち、右Cは昭和二九年四月頃旧職場であるD株式会社自動車
運転者として復帰し月収手取金平均約二〇、〇〇〇円を得るようになったので、被
告人両名は被保護者としてこのような収入その他生計の状況及び世帯の構成に
があつた旨をすみやかに千葉市長又は千葉市福祉事務所長に届け出なければなら
ない義務があるにかかわらず、従前と同様生活扶助料を得る意図の下に互に意思相
じてこの届け出をなさず、昭和二九年五月一〇日以降昭和三〇年一月一〇日まで
間二一回に亘り同事務所係員を通じ同市長に対し右のような変動のあつた事情を秘
し、依然Cが行方不明で被告人両名及び被保護者である家族全部が無収入で困窮の
ため最低生活を維持することができないもののようになり生活扶助料の支給方を請
求し、同係員を通じ同市長をして従前同様に生活扶助料の給付を要するものと誤信
させ、生活扶助料名下に合計二五四、二六〇円を給付させたことを認めることが
できるのである。そして生活保護法第一条はこの法律は日本国憲法第二十五条に規
定する理念に基き国が生活に困窮するすべての国民に対しその困窮の程度に
応じ必要な保護を行いその最低限度の生活を保障すると共にその自立を助長
することを目的とするとして、同条にいう国民とは日本国民を指称し、外国人
である朝鮮人に対し同法を適用することができないことは所論のとおりであるが、
所論の厚生省社会局生活保護法に基く生活保護の決定、実施の取扱いに準じて必
要と認める保護を行う行政措置が採られていて、被告人両名及びその家族等も
この行政措置により前記のような生活扶助料の支給を受けていたものであつて、
もともと生活保護法による保護は被保護者の最低限度の生活を保障するため困
窮の程度に依りて必要な限度において行われるべきものであり、保護の適正
な実施を計るには被保護者の生活の実態が常に保護の実施機関に明らかにされ
ていることを要するので、保護の実施機関の側における職権調査が重要である
と共にこれに対応して被保護者の側においても生活の実態を保護の実施機関
に告知することが要請されることとなるのは当然であり、この見地から同法第
六一条は被保護者は収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、
又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに保護の
実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定してい
る。この被保護者の届出義務は、保護の適正な実施を計るためには日本

